

令和4年

第1回市議会定例会 議案第33号

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等
を定める条例（令和2年函館市条例第8号）の一部を次のように改正す
る。

第6条第2項第3号中「第20条第1項」を「第27条第1項」に，
「第3条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第7条第2項第3号および第79条第2項第3号中「第20条第1項」
を「第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関
する基準の一部改正に伴い規定を整備するため